

平成 30 年度 事業計画書

社会福祉法人
新居浜市社会福祉協議会

平成30年度 新居浜市社会福祉協議会 事業計画

基本方針

少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、住民の抱える地域生活課題が多様化、深刻化する一方で、地域住民による課題解決能力が低下しています。さらに、人口減少社会が進む中で、複雑な福祉ニーズに対応するためには、効果的、効率的かつ包括的なサービス提供が必要とされています。

このような中、国においては、高齢者や障がい者、子ども等を分け隔てなく、包括的・総合的に支援する仕組みを構築することを目的に、「新たな福祉ビジョン」が取りまとめられ、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」において、「地域共生社会」の実現が提唱され、昨年6月にはこれらの動きの一里塚ともいえる「地域包括システムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、改正社会福祉法が本年4月から施行されます。

このように、「我が事・丸ごと」の地域づくりと包括的な支援体制の整備が進められるなど、地域福祉推進の理念が規定される中で、新居浜市社会福祉協議会は、社会福祉に関する協議体としての機能を十分に発揮するために、住民主体でつくりあげた平成28年度を初年度とする「第三次新居浜市地域福祉活動計画」を着実に推進するために、地域生活課題を組織全体で「丸ごと」受け止め、「我が事」として考えることで、総合支援型社協として地域福祉の推進に向けた取り組みを進めてまいります。

特に、平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」においては、3年間の実績と課題を踏まえ、社会的孤立や貧困、社会的排除等に対してより実績を高め、目に見える対応が行えるよう、組織一丸となった対応を図るとともに、民生児童委員協議会をはじめ、各関係諸団体との連携を深めることで、アウトリーチの徹底を図ってまいります。また、個別支援と合わせ、住民が主体的に地域生活課題を把握して、解決を試みる体制づくりなどの支援に努めてまいります。

さらに、社会福祉法人制度改革については、平成28年度に立ち上げた「新居浜市社会福祉法人地域公益活動連絡会」の活動を継続し、三要件の見直しが行われた「地域における公益的な取組」内容を市内の社会福祉法人が連携、協力して実施することなど、より柔軟な取り組みを進めてまいります。

また、介護保険の制度改正に伴う総合事業や生活支援体制整備事業の実施に当たっては、地域包括支援センター等との連携を図りながら、地域福祉推進の理念に沿った、社協として担うべき介護保険事業の将来的な展開像を見据えながら事業を進めてまいります。

最後に、指定管理事業においては、社協ならではのネットワークと専門性を生かし、他のサービス主体では提供できない福祉サービスを担うことで、利用者のみならず地域住民とも結びついた福祉サービスの提供を行ってまいります。特に、契約期間の最終年となる総合福祉センターと障がい者福祉センターの契約更新に当たっては、これまでの実績と課題を踏まえ、指定管理の目的である施設運営の効率性と経済性の確保や利用者へのサービスや満足度の向上に向けた取組みを進めてまいります。

重点目標

1 地域福祉の推進

地域にある多様な生活課題をキャッチし、地域住民と共に解決を図っていくために、社協支部や関係機関と連携し、小地域での福祉活動計画策定の支援や継続的な座談会を実施します。地域の自発的な支え合いを大切にしながら、地域の特性を生かした福祉活動として具体化できるよう、社会資源の情報収集やコーディネートにより事業支援を行います。また、福祉のまちづくり意識の醸成を図るため広報を強化するとともに、継続可能な地域福祉活動を目指して、社協会費をはじめとする活動財源や担い手について検討します。

2 児童福祉の推進

子どもの健康を増進し、豊かな情操を育てるため、健全な遊びを提供するとともに、関係機関や団体と連携し、子育て相談の充実を図り、子育てに不安を抱える保護者や配慮の必要な児童に対する支援を行います。また、利用者のニーズを把握しながら児童館活動を発展させ、地域における子どもたちの健全育成を行います。

3 障がい者福祉の推進

障がい者福祉センターでは、関係機関や地域との協働により障がい者福祉の拠点として、「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」に向け、住み慣れた地域の中で自立した、安心で安全な生活を確保するための事業を実施します。実施に当たっては、条例及び関係法令等を遵守し、適正に管理運営を行うとともに適切な会議運営により各事業の課題を明確にし、情報を共有して社会資源を活用しながら、課題解決を図ります。また、防犯、災害対策、福祉避難所運営に向けた体制を確立します。

また、障がい児に関しては、乳幼児時期からの早期支援に重点を置き、障害特性に応じた専門的な療育を実施するとともに、地域で支援を必要とする子どもとその家族が安心して生活が送れるよう支援していきます。関係機関と連携して、新居浜市における療育システムの検討を継続して行います。

介護事業所では、利用者の障がいに応じた生活全般の援助を行うために、利用者本位の計画に沿ったサービスを提供するとともに、支援を通じて把握したニーズ等について地域福祉部門と連携しながら、関係機関と協力して支援します。

4 高齢者福祉の推進

高齢者福祉センターでは、気軽に集える地域の拠点として、高齢者が住み慣れた地域で安心して笑顔で暮らせる健康長寿のまちづくりを実現するため、生きがいづくり、仲間づくり、健康づくりを行います。また、関係機関団体等と連携を図りながら、相談支援を行います。

介護事業所では、利用者のニーズに沿った計画書を作成し、サービスを提供するとともに、支援を通じて把握したニーズ等について、地域福祉部門と連携しながら、関係機関と協力して支援します。

5 ボランティア活動の推進

福祉のまちづくりを推進する担い手の育成のために、新たな層の掘り起こしを図るとともに、ボランティア・市民活動の活性化を促進し、団体の活動維持と組織強化を支援します。また、多様化する地域課題

に対し、ボランティアや地縁組織・行政などと協力し、課題解決に向けて働きかけます。将来を担う児童生徒を対象に、関係機関と協力して様々な学習の機会を提供し、地域に根ざした福祉教育を推進します。

6 権利擁護の推進

認知症などの理由により判断能力が低下しても、制度では対応できない複合的な生活課題を抱えていても、社会から孤立することなく、地域住民の支え合いや関係機関とのネットワークの中で、必要な支援や適切な福祉サービスにつなぐことにより、自立した生活を送れるよう関係機関との連携を強化し、総合相談体制及び支援体制を充実させます。

7 社会福祉協議会の適正な運営の推進

第三次地域福祉活動計画を推進していくための体制（人員の配置等）を見直し、職員の資質を向上させ、適正な法人運営を推進します。

「社会福祉法人制度改革」に伴い、事業内容や会計状況の情報を広く一般に公開（インターネット公表）することで、経営の透明性を高めます。

また、市全体の福祉関係者のネットワークを強化し、福祉コミュニティの構築に取り組みます。

実施項目

1 地域福祉の推進

(1) 小地域活動事業

①社協支部活動推進事業

ア. 社協支部活動拠点整備

公民館との連携により、支部の事務局機能の向上に努めます。支部活動を柔軟かつ主体的に行うことができるよう側面的支援を継続し、公民館と良好な関係を維持します。

イ. 社協支部の財源確保

社協支部活動をより多くの住民に周知し、社協会費に対する理解を促進します。効果的な広報に努め、社協会員数の維持および新規会員の加入促進を図ります。また、社協支部連絡協議会において、財源確保へ向けての協議検討を行います。

ウ. 社協支部組織体制の強化

支部役職別研修会により、社協支部の各部員の専門性を高め、部会機能の向上に努めます。また、支部相互の積極的な情報共有と先進地の情報提供を行い、支部組織の強化を図ります。

エ. 社協支部地域福祉活動計画の策定支援

金栄支部及び大生院支部に続き、社協支部地域福祉活動計画の新規策定支部を協議選定し、策定支援を継続的に行います。

オ. 社協支部支援事業

社協支部の諸活動が円滑に行えるように指導的役割を果たします。また、新たに取り組む支部活動等に対して適切な助言や支援を継続して行います。

②大島校区・別子校区地域福祉活動支援事業

別子校区では、地域ケアネットワーク推進協議会に参加し、地域住民との関係性を維持して、地域課題の把握と問題解決に向けてのアプローチを行います。また大島校区では、支部活動の効果的な支援を行えるよう、継続して訪問することにより地域の状況把握に努めます。自治会等関係機関と連携し、防災、見守り、ケアネットワーク会議の開催など、生活支援体制の整備を進めます。

(2) 企画・広報事業

①愛媛県社会福祉大会参加

関係団体と連携を密にし、大会の趣旨及び理解を深めるとともに、被表彰者の推薦者数増加及び対象者の適切な管理に努めます。また、多くの参加者が集う魅力的な大会になるように、県社協と共に大会の充実を推進します。

②社会福祉大会・生き生き幸せフェスティバル開催

(フェスティバル)

開催日程が戻ることによる混乱が生じないよう、参加機関・団体と協議し、スムーズな運営を行います。内容を充実させるため、昨年度より出展団体の増加を目指し、地域住民の福祉に対する関心の向上に努めます。

(社会福祉大会)

大会開催の目的を理解し、関係団体と連携を密にすることで、内容の充実を図ります。また、一般参加者増員のため、記念講演を行う講師の魅力を発信し、大会の認知度をあげられるような広報を行います。

③社協だより発行

地域福祉活動情報を提供し、福祉に関する身近な活動を周知することで市民への福祉啓発、活動への参加を促します。

④ I T の活用

ホームページにて、事業内容や地域の活動について市民にわかりやすく情報を提供するとともに、情報を伝えたい相手に合わせた S N S を活用し、より早く情報を提供します。

(3) くらしの総合相談・支援事業

生活困窮者自立相談支援センターの相談支援員が中心となって、随時相談を受け付けます。制度の狭間やサービスにつながりにくい課題など、あらゆる生活課題に対応するというスタンスに立ち、社協の全ての部門が連携し、相談を支援につなげるような総合的な相談・支援体制を確立します。

なお、より専門的な知識が必要な相続や年金、労務に関することについては月 1 回の専門相談を設けることで幅広く相談に対応できる体制をとります。

(4) 共同募金運営事業

共同募金運動に対する関心が高まるように広く市民に呼びかけ、単位自治会も含めた啓発活動に努めます。また、検討委員会での協議に基づいて、募金額を増やすために、イベント募金、法人募金等の改善に取り組みます。さらに効果的に地域福祉活動を推進するため、配分金助成団体の活動を支援するとともに、支部社協への配分（文化祭等イベント募金）を見直します。

(5) 民生児童委員協議会連携推進事業

地域の身近な相談役として連携を図り、独居高齢者の見守り活動のみならず、引きこもり、虐待、生活困窮など地域の多様な問題の早期発見や解決に向けて協議連携、支援します。

(6) 福祉施設協議会運営事業

定例会の開催により施設相互の連携強化を目指します。ウェルフェアバザールでは、福祉施設の効果的なPRと販売促進の支援を行うとともに、新たなPR活動への取り組みも検討実施していきます。また、施設職員のスキルアップ向上を目指して施設側からの要望も含め、有意義な研修会を企画・実施します。

(7) 地域福祉バス運行事業

利用希望団体が、平等で有意義に利用できるよう新たにバスを1台増車し、週に2日増便します。そのため、要綱を改正し、安心・安全な運行を行えるよう、運行管理の徹底と事業の充実を図ります。また、気象状況の変化等に対しては、さらに迅速で適切な判断を行い、安全運行を徹底します。

(8) 地域福祉バス運行事業（別子校区）

生き生きデイサービスの送迎と別子山分館の地域高齢者利活用日の送迎を行います。また車輌を地域の各種団体の研修等で活用します。

(9) 福祉用具貸与事業

施設入所の高齢者の一時帰宅等の利用が増加しているため、車椅子の台数確保と保管場所の管理を適切に行うとともに、使用期間や正しい使用方法を周知徹底します。なお、障がいや特定疾病の未認可の方へは貸出延長等を随時検討します。

定期的な点検により車椅子を良好な状態に保ち、老朽化した車椅子は「空飛ぶ車椅子」の活動をしている学校へ寄付し、資源を有効に生かします。

(10) まごころ銀行の運営

指定寄付の件数及び金額が減少傾向にあるため、寄付金の増加につながるよう、寄付文化醸成のための広報活動を広げます。

(11) 日本赤十字社愛媛県支部新居浜市地区運営事業

赤十字活動への理解を促進するため、愛媛県支部と連携を図り、地域への広報活動を広げて各種講習の実施に計画的に取り組みます。

(12) 総合福祉センター（本館）管理運営事業

①基本事業

相談等窓口対応の効率化を継続的に進め、利用者の幅広いニーズに対応していくように福祉便利帳の作成に取り組んでいきます。また、広報関係等の周知を行います。満足度調査の結果を反映させ、施設の改善向上に努めます。

②センターの使用に関する業務

I T導入計画を検討して、利用希望団体の取扱い及び予約や使用手続きなどの事務処理の効率化を進めます。

満足度調査において要望があった、利用状況に応じた会場利用の管理運営を進めていきます。

③施設及び設備の維持管理

修繕計画に基づいた修繕を実施していくとともに、他の経費削減により、小規模修繕や緊急修繕にも対応し、適切な維持管理を行います。市との長期修繕計画を継続的に行います。

④喫茶の運営

喫茶は引き続き業務委託し、ホームページのリンク等利用者及び売上の維持・増加に協力していきます。

(13) 総合福祉センター（別子山分館）管理運営事業

利用者増加のための広報活動を行います。また、社会福祉協議会が管理運営を行っている各施設や事業等と連携することによって、施設の有効な活用方法を研究し、利用者の増加を図ります。

(14) 地域包括支援センター協力機関業務（別子校区）

医療機関との連携のあり方について検討します。また、地域包括支援センター及び保健センター等の関係機関と地域の高齢者宅を定期的に訪問すると共に、地域ケアネットワーク推進協議会を開催し、地域の高齢者の状況把握と情報の共有を図ります。

(15) 生き生きデイサービス事業（別子校区）

保健師による健康相談を継続して実施するとともに、認知症に対応したプログラムや各種の講座開催により、地域高齢者の自立の助長、社会的孤独の解消、心身機能の維持向上等を図ります。

2 児童福祉の推進

(1) 児童館運営事業（中央・川東・上部・瀬戸）

①一般来館児童対象事業

来館児童への遊びの指導や援助、季節に応じた行事の開催、異年齢での集団あそび等を行う「あそびの広場」を実施します。また、利用者へ満足度調査の結果を反映させ利用者のニーズにあった事業を実施します。

②クラブ活動の実施

ア. 2・3歳児親子クラブ

遊びを通して経験を豊かにし、親子関係の育成や子育ての支援を行います。また、保健センター や発達支援課等の関連機関と連携し子育て支援の充実を図ります。

イ. 幼児・小学生体育工作クラブ

子どもの体力・運動能力を把握し、様々な運動遊びを通して体力の増進を図ります。また、工作活動を通して手の器用さや創造力を養います。

ウ. ジュニアリーダークラブ

様々なボランティア活動を通してリーダーとしての自覚を養うとともに、自主性や自立性の向上を図ります。

③サークル活動の実施

概ね2歳までの親子を対象に、遊びを通して親子の絆を深めるとともに母親同士の仲間づくり、情報提供等、子育ての支援を行います。

④地域組織活動の育成

児童館を拠点として活動している地域活動クラブや子育てサークル等、母親や地域住民の積極的な参加による活動への支援を行います。

⑤留守家庭児童の育成の援助

児童館に来館する児童と放課後児童クラブに在籍する児童が交流できるよう、遊びや活動に配慮するとともに、児童館での活動に近隣の放課後児童クラブの児童が参加できるように連携します。また、援助の必要な児童に対し、関係機関と連携し援助します。

⑥児童健全育成相談事業

子育ての不安や悩み、子どもの発達に関する相談が気軽にできるような雰囲気づくりに努め、隨時相談に応じ子育ての不安解消に努めます。また、必要に応じて専門機関と連携し適切に対応します。

⑦子どもボランティア育成支援活動

ボランティアとして児童館の活動に参加できる場を提供し、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わりながら活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるよう支援します。

⑧豊かな文化の伝達や児童文化の提供

日本の伝統行事や昔からある遊びを地域の高齢者や関係団体と連携して行い伝承していきます。また、児童用図書を整備し充実を図り、児童文化の提供に努めます。

(2) 児童健全育成自主事業

①にいはまやんちやKIDSの実施（4館合同行事）

関係機関や団体、高校生等のボランティアの協力を得て、児童やその家族に様々な遊びを提供するとともに地域ぐるみで児童健全育成に努めます。また、イベントを通して児童館の広報に努めます。

②出前児童館の実施

地域の様々な児童の育成活動に対し、遊びの提供やイベントへの協力を行うとともに児童館の活動内容等を広報し、地域住民に児童館の活動や役割を周知してもらえるように努めます。

また、地域に出かけ地域住民のニーズを把握し、関連機関や団体と連携を図り、地域で児童健全育成に努めます。

③子育てサロンへの協力

地域の子育てサロンへの協力を行います。また、サロンの協力を通して、民生児童委員等と情報を共有して地域の子育て家庭を支援します。

④配慮が必要な児童への支援

児童の発達や家庭環境の面で特に配慮が必要な児童には、家庭や学校、民生児童委員、保健センター等の関係機関と協力して継続的に支援します。

⑤「いのちの授業」の実施

中学校、民生児童委員、保育園、赤ちゃん親子等の協力を得て、中学3年生の生徒を対象に生徒たちに命の大切さ、思いやりの心、親の思い等を伝える「授業」を継続して実施します。

(3) エンゼルヘルパー派遣事業（市受託事業）

養育者が産前産後あるいは病気療養により家事又は育児を行うことが困難な家庭において、実施要綱に基づいた家事や育児の支援を行い、当該家庭生活の安定と子育て負担の軽減を図ります。

3 障がい者福祉の推進

(1) 障がい者福祉センター運営事業

①障がい者福祉センター管理運営事業

障がい者の社会参加と自立に向け、各種相談、機能訓練、教養の向上、地域との交流促進及びレクリエーションやスポーツ等の便宜を総合的に供与し、福祉の増進を図ります。また各種関係機関団体との継続的な交流を通じて相互理解と連携強化に努めます。

作業訓練所から地域活動支援センターⅢ型への移行と、生活訓練事業の廃止及び生活介護事業の利用者増員に伴い、パンフレットを新たに作成し、その役割の周知とサービスの質の向上に努めます。また、新居浜市との協働事業「障がい者防災支え合い事業」を行い、福祉避難所としての役割を明確化します。

②団体育成

各障がい者団体の会員の高齢化や会員数の減少が課題となっており、団体活動が低迷しています。団体のエンパワメントの向上を目的に、活動が固定化しないように工夫をしながら、行政とも連携して団体の会員増加、活動維持を行い、継続してチラシの配布やホームページでの募集を行います。

③相談

生活・医療・訓練・職業・住宅・結婚等に関する相談に応じ適切な指導、助言を行います。また、対応が困難な相談については、相談支援事業所と連携しながら解決していきます。相談受付窓口の広報を積極的に行います。

④視覚障がい者対象図書業務他

視覚障がい者の教養の向上、情報格差の是正を図るために広報周知に取り組みながら、録音図書や点字図書の整備、貸出を行います。録音テープからCD化に移行が進んでおり、図書室の整備や、点字・録音図書検索システムを導入し、点字・録音図書の整理とニーズ把握を迅速かつ効率的に行い、利用しやすい環境整備に努めます。

(2) 障がい者サロン等事業

障がい者が、いつでも気軽に立ち寄れる休憩、交流、相談場所として実施し、コミュニケーションをとおして、障がい者同士の情報共有や仲間づくりを支援します。参加者の希望を聞きながら、リクエーション野外活動などを行い、社会参加並びに自立の促進を図ります。

(3) 身体障がい者在宅福祉対策事業

①意思疎通支援事業

聴覚・言語機能等の障がい者への適切な情報提供を行い、コミュニケーションが円滑になり社会参加が促進されるように、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。奉仕員の資質向上のため研修会を実施します。また、新居浜市や聴覚障害者協会と連携しながら登録試験を行い、奉仕員の増加を図ります。

②生活訓練事業

在宅の障がい者の生活に必要な訓練や講座等を実施し、社会参加の促進が図れるように、料理教室、文芸教室、ボランティア交流会等を開催します。

③身体障がい者スポーツ教室等開催事業

在宅障がい者の余暇活動の場をつくるとともに、障がい者スポーツの振興と積極的な参加を目指し、年間を通じてスポーツ教室を開催します。利用者ニーズを把握して内容の充実を図り、障がい者・ボランティアに積極的な参加を呼びかけます。

④身体障がい者スポーツ大会開催事業

障がい者スポーツの振興と参加を促し、教室の成果を披露する場としても活用します。

⑤リフト付福祉バス運行事業

障がい者に対してリフト付バスを運行することにより、その移動交通手段を確保し、研修会や行事等への参加、促進を図ります。ドライブレコーダーを装着し、安全運転の参考や、万一の事故時の映像記録による円滑な事後処理に役立てます。

(4) 相談支援事業

障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、支援体制を充実させるとともに、相談しやすい相談支援事業所づくりを目指します。市内の相談支援事業所・障害福祉サービス事業所・民生委員等との連携、関係機関とのネットワーク強化・充実を目指します。相談支援員の資質向上を図り事業所としてアウトリーチ型の支援を積極的に行ない要支援者のニーズ把握、関係機関との調整、問題解決を図ります。

(5) 地域活動支援センターⅢ型事業

作業訓練所から地域活動支援センターⅢ型へ移行します。移行後も現在の利用者が安心して利用できるよう長年の作業訓練所の運営実績を活かし、自主性を尊重した計画的な支援を進めることにより本人の能力を生かした効率的な作業内容や創造的な活動の場を提供し、障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう社会参加の促進を図ります。また、今年は作業訓練所開設40周年にあたるため記念事業を実施します。

(6) 生活介護事業

障がい者の状態に応じて社会参加や自立促進、生活の質(QOL)の向上及び心身機能の維持等を図るため、通所により各種のサービスを提供し、障がい者福祉の増進を図ります。地域のニーズに合わせ、利用定員を20名から25名へ増員し、合わせて職員の増加や福祉用具を導入し、体制の強化、サービスの質向上を図っていきます。また、地域や関連機関、事業所とのネットワークの構築を促進し、新規利用者の獲得を図ります。

(7) 児童発達支援事業所はげみ園

地域における専門療育機関として、関連機関と連携して早期発見早期支援を行い、子ども一人ひとりの障がい特性に合わせた療育を継続して実施します。子どもの発達を促し、親子の愛着関係を育つとともに、家庭生活、地域生活が安定するよう支援します。また、療育の効果を上げるために、各関係機関との連携を図り、支援の必要な子どもとその家族への支援を充実させていきます。

(8) 障がい者居宅介護等事業

①居宅介護

利用者の身体状況等に応じた生活全般の援助を行うために、障害者総合支援法に基づき、利用者本位の計画に沿ったサービスを提供します。また、種々の研修機会を活用してサービスの質向上を図ります。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がい者の身体状況等に応じた生活全般の援助を行うた

めに、障害者総合支援法に基づき、利用者本位の計画に沿ったサービスを提供します。また、種々の研修機会を活用してサービスの質向上を図ります。

③行動援護

行動上著しい困難があり、常時介護を要する知的障がい者または精神障がい者が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護等について、障害者総合支援法に基づき、利用者本位の計画に沿ったサービスを提供します。また、種々の研修機会を活用してサービスの質向上を図ります。

④同行援護

視覚障がい者の外出に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等について、障害者総合支援法に基づき、利用者本位の計画に沿ったサービスを提供します。また、種々の研修機会を活用してサービスの質向上を図ります。

(9) 障がい者等移動支援事業（市受託事業）

実施要綱に基づき、屋外での移動が困難で同行援護の対象とならない障がい者等の外出に同行し、移動時の安全確保に必要な情報提供やその他必要な支援を行います。

4 高齢者福祉の推進

(1) 独居高齢者見守り推進事業

見守り推進事業を積極的にPRし、見守り推進員の人材確保と活動促進に努めます。また、民生児童委員と見守り推進員の連携について継続して支援していくとともに、ケアマネージャー等関係機関とも円滑な連携体制がとれるよう、連絡調整します。見守り推進員連絡会議に積極的に参加し情報の共有を図ります。

(2) 高齢者福祉センター運営事業

①高齢者福祉センターの管理運営（上部・川東・川西）

高齢者が住み慣れた地域で、安心して笑顔で暮らせる健康長寿のまちづくりを実現するため、高齢者に関する事業を行う拠点機能を発揮できるよう、より効果効率的な運営を目指します。

②健康、生活等の相談

日頃からの利用者との積極的なコミュニケーションにより、利用者の気持ちに寄り添いニーズを把握するとともに、生活課題の早期発見と予防、また関係機関との連携により、問題を解決するよう支援します

③教養講座、レクリエーション

生きがいづくりと仲間づくりを支援します。また、安心して豊かな生活を過すことができるよう、生活に関わる多様な知識や情報の提供を行います。

④サークル活動

誰もが気軽にサークルに参加して生きがいを持てるように、また、サークル間の連帶性を高め、活動が活性化するように支援します。

⑤健康増進業務

心身ともに健康で豊かな生活を送れるよう健康相談を行い、病気や健康についての助言・指導を行います。また高齢者の体力・健康増進のための軽度な運動指導を行い、健康意識を持てるよう健康講座や健康教室などで啓発します。

⑥関係機関団体等との連携の推進

法人内部、社協支部、公民館、自治会等と連携し、地域の高齢者福祉に関する事業を効果的に行います。また、包括支援センター、民生委員、見守り推進員他関係機関団体等と連携を図りながら、利用者の抱える様々な問題を解決するよう支援します。

(3) 居宅介護支援事業

介護保険法に基づいた丁寧なアセスメントを行い、利用者本位の計画書を作成し、計画に沿ったサービスを提供します。支援を通じて把握したニーズ等については、地域福祉部門と連携しながら、関係機関と協力して支援します。

また、外部研修への参加や主任介護支援専門員の養成に努め、事業所全体の資質向上に取り組みます。

(4) 訪問介護事業

介護保険法に基づき、利用者のニーズに沿った計画書を作成し、サービスを提供します。併せて、介護保険適用外サービスを提供し、利用者を支援します。支援を通じて把握したニーズ等については、地域福祉部門と連携しながら、関係機関と協力して支援します。

また、外部研修に計画的に参加するとともに、知識・技術を職員間で共有することで、事業所全体の資質向上に取り組みます。

(5) 認知症対応型通所介護事業（なごみの里「金栄」・なごみの里「金子」）

外部研修への参加により事業所全体のサービスの質の向上を図りながら、利用者満足度の高いきめ細やかなサービスを提供するとともに、施設の安全衛生に十分配慮し、事故防止に努めます。支援を通じて把握したニーズ等については、地域福祉部門と連携しながら、関係機関と協力して支援します。

また、「なごみの里文化祭」を引き続き実施することで、地域との交流を深めます。

(6) 訪問介護事業所職員連絡会運営事業

市内訪問介護事業所全体の資質向上を図るため、研修を実施するとともに、会員交流の促進を図ります。

5 ボランティア活動の推進

(1) ボランティア・市民活動センター運営事業

①ボランティア・市民活動の登録、斡旋に関すること

活動を支援するために、団体及び個人の登録により、市民と団体や施設を繋げ、地域における総合的な活動推進の場としての役割を担います。市民の主体的な参画により自己実現を促し、多様な地域課題などに取り組むための担い手の育成を行います。また、幅広い層のボランティアに対応できるよう、活動先の新規開拓にも力を入れ、誰もが気軽にボランティア活動できる地域社会を目指します。

②ボランティア・市民活動に関する相談、援助、指導に関すること

ボランティア・市民活動に関する相談に柔軟に対応し、誰もがボランティア活動ができる地域社会の構築を目指します。また、地域課題を含め、多様化したニーズに対し、きめ細かい支援を行います。

③ボランティア・市民活動に関する情報提供

市民の自発的な社会参加を促すとともに、個人及び団体等の活動が活発になるように必要な情報を収集、提供します。ボランティア・市民活動団体及び福祉施設等の情報や助成金情報等について、ホームページや広報紙などを利用し、積極的に情報提供を行います。

④ボランティア・市民活動に関する研修

ア. 技術ボランティア養成講座

地域における在宅障がい者の自立や社会参加の促進を図るために、必要な技術（手話・音訳・要約筆記・点訳）を有したボランティアを養成します。また、各講師と連携して講座の内容を検討します。

イ. 各種講座

様々なニーズにあった各種ボランティア養成講座を実施します。今年度は生涯学習センターと協働でボランティア入門講座を開講し、効率的な広報や新しい市民層の参加を促します。また、講座を通してボランティアについて学び、自己実現を図るとともに、地域社会に関わっていく機会等を発見します。地域で活躍されているボランティアの思いや、活動を始めたきっかけ等を知ることで、自分に合ったボランティア活動について考えてもらうとともに、ボランティア・市民活動団体の活動紹介を行い、活動が継続できるように支援します。

⑤ボランティア・市民活動に関する福祉活動資材の整備、貸与に関すること

ボランティア・市民活動団体に福祉用具・高齢者レクリエーション器具・図書等を貸与することによって、円滑な活動を支援します。また、学校や地域・企業等への福祉用具の貸与や体験・指導により、福祉に対する意識を啓発し、地域福祉の推進に努めます。

⑥ボランティア・市民活動に関する連絡調整に関すること

関係機関と連携して連絡調整を行い、情報共有を行うことで、互いの活動を活発化し、スムーズに問題に対処します。また、協働で事業を行うことで単独では解決しにくい地域の福祉課題を解決して

いきます。ボランティア連絡協議会や新居浜市まちづくり協働オフィス等と連携し、ボランティア団体同士の理解を深め、協働を推進します。

⑦福祉教育の推進及び生涯福祉学習の支援

福祉教育を推進するために、市内の小中高校を福祉協力校に指定します。福祉教育サポーターの増員を図るとともに、平成29年度に北中学校と協働で実施した、県社会福祉協議会の「福祉学習実践プログラムモデル事業」のプログラム化を進め、市内の福祉教育で活用できるよう、取り組んでいきます。また、地域住民と共に子どもを育てる福祉教育を推進していきます。

(2) 災害ボランティアセンター設置運営事業

防災ボランティア講座を開催し、生活する上での適切な防災・減災について学びます。また、引き続き資材の管理や災害ボランティア（個人）の受付相談、登録、管理を行います。災害が発生した場合は、各関係機関と連携し情報収集を行い、迅速に判断して対応します。

6 権利擁護の推進

(1) 福祉サービス利用援助事業

判断能力が不十分な方でも、在宅で自立した生活が送れるよう、その人に合った福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等の支援を適切に行います。また、認知症高齢者等の増加による需要の増大に対応できるよう、体制整備を図るとともに関係機関との連携を強化します。

(2) 法人後見事業

成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、適切な後見人等の候補者がいない、あるいは資力が乏しいなどの理由から申立てができないといった人でも制度が利用できるよう、社会福祉法人の責務として、支援が困難な方の受任依頼を引き受けます。また、関係機関と連携して適切な後見人等の業務を行うとともに広く制度が市民に認知されるよう、広報活動や後見制度に関する相談業務を積極的に行います。

(3) 生活福祉資金貸付事業

低所得者、高齢者、障がい者の生活を経済的に支え、経済的自立や生活意欲の助長促進を図り、世帯の生活改善を支援します。また、貸付後も安定した生活が送れるよう、生活困窮者自立支援事業の関係機関との連携を強化し、世帯の状況把握や償還指導を行います。

(4) 生活困窮者自立支援事業

地域において、複合的な課題を抱える生活困窮者への包括的な支援を行うため、関係機関・団体等との連携を強化し、さらなる生活困窮者の早期発見、支援に努めます。生活困窮の課題を「我が事」として地域全体で受け止める地域づくりの実践を目指し、生活困窮や社会的孤立をいち早く発見し、一人ひとりに寄り添った包括的な支援が展開できるような地域づくり、相談支援ネットワーク体制の構築を行います。

(5) 生活困窮者緊急食料支援事業

公的な制度等が利用できず、緊急的かつ一時的に生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある世帯に対し、必要な相談支援に加えて食料や日用品等の現物を支給することにより自立を支援するため、法人独自の事業としてさらなる充実を目指します。

(6) 新居浜を明るくする運動推進事業

犯罪や非行のない地域社会づくりを目的として、「新居浜を明るくする運動大会」を開催します。推進会議の構成機関と連携し、大会の内容充実を促進し、積極的な広報活動を行うことで学校関係者を含めた幅広い年齢層の参加を促進します。

7 社会福祉協議会の適正な運営の推進

(1) 組織体制の強化

①理事会、評議員会

経営責任を担う理事会や、議決機関としての評議員会の開催を推進するとともに、現況報告書や計算書類等の開示を進め、法人運営の透明化を図ります。

②事務局運営

第三次新居浜市地域福祉活動計画（平成28年度～平成32年度）の進捗管理と評価のための体制を整えます。

③人事労務管理

平成29年度に導入した勤怠管理システムを活用し、職員の労働時間や休暇について適切な管理を行い、個人のモチベーションの向上と社協全体の士気向上を図ります。また、平成29年度に着手した業務改善について各課で取り組み、働きやすい職場と生産性の向上を図ります。

④教育訓練

研修委員会を設置し、法人内の課題や問題を共有する研修を企画・実施し、職員個人の資質向上を図るとともに、法人内の連携強化を目指します。

(2) 財源の安定化

①財務管理

財源と事業実施体制の明確化による財源の整理、事業部門の経営の安定化等により、継続して地域に役立てる仕組み作りや、既存の制度の対象とならないサービスにも対応できるよう、財務基盤を支える土台作りを行っていきます。

②会計管理

経理規程及び監事監査規程等に則って会計処理を実施し、財務会計に係る体制整備状況の点検や積極的な情報開示、情報提供により、会計の透明性を高めます。

③経理事務

円滑な会計処理ができるよう、専門家の指導及びシステム内の環境整備によるサポート体制を強化していきます。また、業務体制の確認や研修等を実施し、事務処理や金銭管理体制の統一及び効率化を図っていきます。

④基金等の運営管理

福祉基金の管理・運営を適正に行い、金融情勢を踏まえ、資金運用に努めます。

(3) 新居浜市社会福祉法人地域公益活動連絡会運営事業

社会福祉法人の責務とされた「地域における公益的な取組」の実施において、市社協が事務局（世話人）として連絡会加入法人の公益活動情報の発信、共有ができる場として、また、制度外の新しい福祉サービスづくりに向けて、社会福祉法人が連携し、協働する取り組みを進めてまいります。

(4) 防災体制の整備と強化

防災マニュアルを見直し、福祉避難所（総合福祉センター、障がい者福祉センター）及び本部運営の開設訓練を実施するとともに、災害発生時に迅速に対応できる人財育成の研修を行います。また法人として、災害時のB C P（事業継続計画）作成に着手するなど防災体制の整備と強化を図ります。